

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
施策の方向 4		子どもの権利に関する意識の向上										
推進施策 18		子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。 <i>(参考条文:第6条、第7条、第29条)</i>										
《目標》 具体的な取組 66		川崎市子ども会議における子どもの権利学習を支援します。										
256	川崎市子ども会議 (子どもの権利学習)	川崎市子ども会議やかわさき子ども集会を通じて、子どもの権利学習を支援する。	川崎市子ども会議(定例会23回、その他学習会等)、かわさき子ども集会等を開催した。	3	平成24年度の子ども会議は、29名の子ども委員で組織され、定例会を23回開催したほか、学習会やかわさき子ども集会等を開催し、子どもの権利学習の支援を行った。	3	平成25年度の子ども会議は、30名の子ども委員で組織され、定例会を20回開催したほか、学習会やかわさき子ども集会等を開催し、自分たちの権利についての話し合いを行った。	3	①関連条文:第7条 ②成果:子ども会議や子ども集会での話し合いを通して、自分たちの権利について広く見識を深めることができた。 ③課題:権利の学習としてふさわしいテーマを選べるように、支援をしていく必要がある。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	
《目標》 具体的な取組 67		川崎市の子ども向けのホームページを子どもたちが楽しく親しみの持てるよう内容を充実します。										
257	自治基本条例キッズページ	川崎市自治基本条例についての子ども向けのホームページの運営を行う。	自治基本条例の内容や特徴について、子どもにわかりやすく解説するページを引き続き掲載している。	3	自治基本条例の内容や特徴について、子どもに分かりやすく情報提供を行った。	3	自治基本条例の内容や特徴について、子どもに分かりやすく情報提供を行った。	3	①関連条文:第29条 ②成果:ホームページを通じた情報提供により、子どもに対し、関心を持ってもらうためのきっかけを与えることができた。 ③課題:キッズページにより関心を持ってもらえるよう、更なる周知が必要である。	B	総合企画局 自治政策部	
258	統計キッズページ	統計の普及啓発を目的とし、子どもが統計の意義や必要性について理解を深めることを支援する。	・重要な統計調査である国勢調査と経済センサスについて、子どもが関心を持ち学習するきっかけとなるように、調査結果を掲載するページを新規に作成した。 ・川崎市に関する理解を深めるため、他の都市と比較できるページを新規に追加した。	3	川崎市統計書、大都市比較統計年表をもとに作成した主要統計のグラフについて、最新の情報に更新した。また、10月に行われた市ホームページのリニューアルに伴い、掲載している主要統計のグラフを、より見やすくなるよう修正した。	3	問合せが多かった人口統計について、神奈川県内の人口に関する資料を掲載することにより、内容の充実を図った。	3	①関連条文:第29条 ②成果:他自治体の人口比較の資料を追加し、子どもが関心を持った統計についてよりわかりやすい内容へアクセスできるように改善を図った。 ③課題:子どもが統計に興味関心を持てるよう、より見やすく、理解しやすい内容へ今後も改善をしていく必要がある。	B	総合企画局 統計情報課	
259	かわさき子どもページ	子どもにわかりやすい表現で、市政等に関する情報、イベント情報、育ち・学ぶ施設の情報などを川崎市公式ホームページ上で発信(こどもページ)することで、子どもがより豊かに生活し、社会に参加するきっかけづくりができるよう支援する。	・各局での子どもに関するイベント等合計151件の掲載を随時行った。 ・子どもが簡単にページが開けるように改善した。 ・次年度のこどもページのリニューアルに向けた準備を行った。	3	市ホームページのリニューアルに合わせて、コンテンツの整理、掲載レイアウトの見直し等を行った。イベントページには子どもの参加を進める事業を、施設のページでは子どもの利用と関心の高い施設を掲載した。	3	市ホームページリニューアル後、リンク切れや不要なコンテンツを整理しながら、子どもが情報を探しやすいよう、イベントをカレンダー形式で掲載した。また、子ども夢パーク10周年に伴い、「こどもページ」のトップページに夢パークの紹介ページや共同開催した「子どもの権利の日のつどい」を掲載して効果的に周知し、子どもの参加を促進した。	3	①関連条文:第29条、第35条 ②成果:市のホームページリニューアルを経て、子どもが見やすい「こどもページ」を作成した。 ③課題:「こどもページ」のコンテンツの整理を継続して行い、子どもが簡単に欲しい情報を得られるようにする必要がある。	B	市民・こども局 人権・男女共同参画室	9
260	さいわいこどもページ	子ども向けの幸区のホームページ(さいわいこどもページ)。幼い頃から自分の住むまちや区役所に関心を持ってもらえるよう作成した。平成18年5月5日から公開を開始した。区役所各課の業務内容解説や区内の公共施設、区のシンボルマークの由来等の幸区の豆知識、さいわいものしりクイズなどの内容で構成されている。	・子ども(小学生位)対象のイベント等の掲載を毎月行い、年間30件程度掲載した。 ・アクセスしやすくするため、毎月、区トップページの新着情報から直接リンクする等工夫した。アクセス数は、毎月平均170件程度で、多い月では200件程度であった。	3	様々な年齢の子どもが見やすいページとなるよう、レイアウトやふりがな表示方法の改善を行った。アクセス数は月平均210件であり、平成23年度と比較して月40件程度の増加があった。	3	CMSの改修に伴いイベント情報の掲載を区トップページに集約したことから、昨年度よりアクセス数は減少したものの、幸区について子ども向けにわかりやすく説明するページとして、月平均120件程度のアクセス数があった。	3	①関連条文:第29条 ②成果:子どもたちにわかりやすい表現で、幸区に興味を持ち知ってもらうための情報発信をすることができた。 ③課題:CMSの制限はあるものの、子どもの興味を引くようなデザインやページ構成となるよう見直しを図っていく。	B	幸区役所 企画課	
261	たかつくこどもページ	子どもが自ら情報収集できるよう、区のホームページの児童向けページ(こどもページ)に区の概要等を優しい文章で紹介し、ふりがなを付けて掲載している。	・10月の市ホームページリニューアルに向け、こどもページのあり方について検討を行った。 ・掲載内容の再確認・修正等のメンテナンスを行った。	3	全市的なホームページリニューアルに伴うコンテンツ移行時に、不具合がないよう注意した。また情報に誤り等がないか掲載内容の再確認を行った。	3	引き続き月1回程度、掲載内容の再確認・修正等のメンテナンスを行った。	3	①関連条文:第29条、第35条 ②成果:区の概要等の情報について、子どもに対してわかりやすく発信することができた。 ③課題:コンテンツの拡充の検討が必要である。	B	高津区役所 企画課	16

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
262	子どもページ (多摩区)	多摩区のホームページからアクセスし、子ども向けに多摩区の施設や区役所の仕事に関する情報、区内の学校の様子などを紹介している。漢字にはふりがなをつけるなど、子どもにわかりやすいよう配慮している。	既存の記事に加え、中学生の職業体験の記事や区内の児童生徒の作品を掲載した。	3	新CMSへの移行に伴い掲載内容を整理のうえ、子どもにわかりやすい表示で情報提供を行った。	3	より利用しやすいホームページを目指し、区役所関係の記事の修正や施設の写真の差し替え等のデータ更新を12回行った。	3	①関連条文: 第29条 ②成果: 子どもが利用できる施設等の情報を提供することができた。 ③課題: 学校のホームページ等も充実してきており、今後の方向性について検討すべき時期にきていると思われる。	B	多摩区役所 子ども支援室	
263	きつぱページ (麻生区)	麻生区のホームページから子ども自身がアクセスできるように開設する。子どもにわかりやすく区役所の仕事や麻生区に関する情報、相談機関等についての情報提供を行う。また、子どもに関する他のホームページにもリンクできるようにする。	子ども自身がアクセスできるように子どもにわかりやすく区役所の仕事や区内のイベント情報、相談機関等についての情報提供を行った。	3	平成24年度にホームページをリニューアルをしたことにより、子どもがアクセスしやすくなり、イベント情報などについて最新の情報を提供できた。	3	子ども自身がアクセスできるように子どもにわかりやすく区役所の仕事や区内のイベント情報、相談機関等についての情報提供を行った。	3	①関連条文: 第29条、第35条 ②成果: 古くなった情報を再度見直し、ホームページに掲載をした。 ③課題: 多くの子どもがアクセスし、活用してもらえるよう内容を検討していく。	B	麻生区役所 子ども支援室	18
264	こどものページ (上下水道局)	局ホームページにて、上下水道作品コンクールの入賞作品を掲出している。また、上下水道のはたらきとしくみを紹介している。	随時、最新の情報に更新した。	3	平成24年度に開催した第55回水道週間川崎市小・中学生作品コンクール及び第22回川崎市小学生下水道作品コンクールの入賞作品約200点を局ホームページ内にて紹介した。	3	平成25年度に開催した第56回水道週間川崎市小・中学生作品コンクール及び第23回川崎市小学生下水道作品コンクールの入賞作品約200点を局ホームページ内にて紹介した。	3	①関連条文: 第29条 ②成果: 毎年入賞作品を広く紹介することで関心を深めることができた。 ③課題: 内容が変わってない部分が多いため、更なる充実を検討する必要がある。	B	上下水道局 サービス推進課	
265	市バスキッズページ	インターネットを利用して、子どもたちに市バス事業を理解し、関心を持ってもらうためにページを作成する。	当初予定では、「運転手さんになってみよう」ページの拡充を予定していましたが、(新)川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書が策定され、動画ページの掲載基準が厳しくなり、対応に時間を要するため、平成23年度の実施を見送りました。	5	子どもたちにわかりやすく環境定期制度を紹介するページを作成した。各小学校順番で行っているギャラリーバスの、現在実施している小学校をお知らせするページを作成した。	3	ギャラリーバスの現在実施している小学校をお知らせするページを、作品の貼り替えごとに更新した。	3	①関連条文: 第29条 ②成果: ホームページの更新により、子どもたちにわかりやすく料金制度を紹介したり、ギャラリーバスの現在実施している小学校をお知らせするページを提供することができた。 ③課題: 子どもたちにより市バスに関心を持ってもらえるよう、料金制度等をわかりやすく紹介するページの作成が必要になる。	B	交通局 お客様サービス課	
266	川崎市立図書館子どもページ	川崎市立図書館のホームページ内の子ども向けのページで図書館の利用案内や子ども向けの図書を紹介する。調べ学習や地域の学習に役立つパスファインダー(調べ方案内)を掲載する。	子ども向けの図書館の利用案内や年齢(学年等)別のおすすめ本リスト、毎月の新刊案内の内容を更新した。	3	子ども向けの図書館の利用案内や年齢(学年等)別のおすすめ本リスト、毎月の新刊案内の内容を更新した。	3	子ども向けの図書館の利用案内や年齢(学年等)別のおすすめ本リスト、毎月の新刊案内の内容を更新した。	3	①関連条文: 第29条 ②成果: おすすめ本のブックリストに、図書館員の書評やカラーのページを増やし、より関心を持てるようにした。 ③課題: 子どもが求める情報にアクセスしやすい様、言葉の使い方や画面構成を見直し、より分かりやすいページ作成を心がける必要がある。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	
<p>【目標】 具体的な取組 68 授業のカリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させるとともに、検証を行い必要な見直しを図ります。また、権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料等を充実します。</p>												
267	権利学習派遣事業	小学校2~4年生を対象に子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習(子どもワークショップ)を行うCAP(子どもへの暴力防止)プログラム等への講師を派遣する。	ロールプレイや参加型の学習を通し、権利の大切さを学ぶとともに、暴力や権利侵害から自分を守るための技術を学んだ。	3	ロールプレイや参加型の学習を通し、子どもたち一人ひとりが権利の大切さを学び、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、安全・安心について理解を深めることができた。	3	ロールプレイや参加型の学習を通し、子どもたち一人ひとりが権利の大切さを学び、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、安全・安心について理解を深めることができた。	3	①関連条文: 第7条、第23条 ②成果: 事業を行った学校の児童から、権利の理解や安全・安心についての理解を深めたという感想が多く寄せられた。 ③課題: 今後も、事業の継続に努めたい。	B	教育委員会事務局 人権・共生教育担当	
268	教材の研究開発・作成	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)事業として、小学生版・中学生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生及び教職員、中学1年生及び教職員に配布する。	小学生版「子どもの権利学習資料」1年生配付の「かがやき」の見直しを行い、改訂版を発行した。(10月)発行部数は、小学生用16,000部、中学生用12,000部。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成。小1児童及び教職員に配付。「参加・体験型権利学習事例集」(Kタイム)を広く活用できるように広報した。	3	小学生版「子どもの権利学習資料」1年生配付の「かがやき」の見直しを行い、改訂版を発行した。(10月)発行部数は、小学生用16,000部、中学生用12,000部を各学校に配布した。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成し、小1児童及び教職員に配布した。	3	小学生版「子どもの権利学習資料」5年生配付の「みんな輝いているかい」と中学1年生配付の「わたしもあなたも輝いて」の見直しを行い、改訂版を発行した。発行部数は、小学生用16,000部、中学生用12,000部を各学校に配布した。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成し、小1児童及び教職員に配布した。	3	①関連条文: 第6条 ②成果: 子どもの視点に立ち、漢字にはすべてルビをふることで理解が深まり関心が高まった。 ③課題: 子どもにより関心を持ってもらえるように見やすい紙面を心がける。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	273

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
269	教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用	指導資料等を活用し、学校での権利学習の年間計画への導入を促し、権利学習に取り組みやすいよう支援する。	実践事例集「かわさきKタイム」を広く活用できるように希望研修、要請訪問などの人権尊重教育研修で使用した。また、「かがやき」「みんな輝いているかい」「わたしもあなたも輝いて」の子どもの権利の学習資料を川崎市子どもの権利に関する週間に使えるように配付した。	3	実践事例集「かわさきKタイム」を広く活用できるように希望研修、要請訪問などの人権尊重教育研修で使用した。また、「かがやき」「みんな輝いているかい」「わたしもあなたも輝いて」の子どもの権利の学習資料を川崎市子どもの権利に関する週間に使えるように配布した。	3	「かがやき」「みんな輝いているかい」「わたしもあなたも輝いて」の子どもの権利の学習資料を川崎市子どもの権利に関する週間に使えるように配布した。子どもの権利学習用カードも別冊とし、学校で使いやすいように工夫をした。	3	①関連条文:第7条 ②成果:子どもの視点に立ち、漢字にはすべてルビをふることで理解が深まり関心が高まった。 ③課題:子どもにより関心を持ってもらえるように見やすい紙面を心がける。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	102
270	子どもの権利に関する週間	「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、その前後で「開かれた学校づくり」を一層推進するという趣旨で、日常的な学習及び学校生活のほか、子どもの権利に関する学習への取組を保護者・地域住民に公開し、広く子どもの権利についての関心と理解を深めていただく機会を設け、学校においては、権利の学習を実践する契機とする。	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画についてはカリキュラムセンターのWebページに掲載し広く周知した。実施状況は一覧表にまとめた。	3	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画について周知を図り、実施状況を一覧表にまとめた。	3	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画について周知を図り、実施状況を一覧表にまとめた。	3	①関連条文:第5条、第6条、第7条、第17条、第23条、第27条 ②成果:日常的な学習及び学校生活などを保護者・地域住民に公開し、子どもの理解を深める機会とした。 ③課題:今後も子どもの理解を深められるように継続して取り組む必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	277
271	「子どもの権利Q&A」作成	条例の施行に伴い、日常の学校生活の中で子どもたちと接することの多い教職員に子どもの権利について理解を深めてもらうために「子どもの権利Q&A」を作成する。川崎市人権尊重教育推進会議の事業として実施する。	総合教育センターにおいて増し刷りをし、人権尊重教育の研修で配布し、資料としての活用を促した。	3	総務部人権共生教育担当で作成した「子どもの権利Q&A」を総合教育センターにおいて増し刷りをし、人権尊重教育の研修で配布し、資料としての活用を促した。	3	「子どもの権利Q&A」を作成し、「子どもの権利に関する週間」に向けて各学校に配付した。また、人権尊重教育の研修においても担当者に配布し、資料としての活用を促した。	3	①関連条文:第7条 ②成果:各学校への周知の充実を図った。 ③課題:資料の活用について充実させる必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター 人権・共生教育担当	294
推進施策 19		個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。 <small>(参考条文:第7条、第16条)</small>										
《目標》 具体的な取組 69		日本語の指導が必要な児童生徒に日本語指導等協力者派遣事業を推進し、生活言語及び学習言語の習得を充実します。										
272	日本語指導等協力者の派遣事業	日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒に週2回、1回2時間、8か月から1年間の日本語指導等協力者を派遣する。	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を64回(約8か月~1年)実施している。平成23年度の相談件数は113名であった。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をしており、113名中各区教育担当が8名の相談を行った。	3	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を72回(約9か月)実施している。平成24年度の相談件数は144名である。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をしており、144名中各区教育担当が5名の相談を行った。	3	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を72回(約9か月)実施している。平成25年度の相談件数は162名である。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をしており、162名中各区教育担当が7名の相談を行った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:日本語指導力向上及び学校生活への適応能力の向上が見られた。 ③課題:日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒指導が増加している。派遣回数を確保していく必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	35,138
《目標》 具体的な取組 70		多様な文化的背景のある子ども、不登校の子ども、障害のある子ども等が子どもの権利について学習する際に、個々の状況に合わせて方法を工夫します。										
273	教材の研究開発・作成	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)事業として、小学生版・中高校生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生及び教職員、中学1年生及び教職員に配布する。	小学生版「子どもの権利学習資料」1年生配付の「かがやき」の見直しを行い、改訂版を発行した。(10月)発行部数は、小学生用16,000部、中学生用12,000部。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成。小1児童及び教職員に配付。「参加・体験型権利学習事例集」(Kタイム)を広く活用できるように広報した。	3	小学生版「子どもの権利学習資料」1年生配付の「かがやき」の見直しを行い、改訂版を発行した。(10月)発行部数は、小学生用16,000部、中学生用12,000部で、各学校に配布した。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成し、小1児童及び教職員に配布した。	3	小学生版「子どもの権利学習資料」5年生配付の「みんな輝いているかい」と中学1年生配付の「わたしもあなたも輝いて」の見直しを行い、改訂版を発行した。発行部数は、小学生用16,000部、中学生用12,000部を各学校に配布した。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成し、小1児童及び教職員に配布した。	3	①関連条文:第6条 ②成果:子どもの視点に立ち、漢字にはすべてルビをふることで理解が深まり関心が高まった。 ③課題:子どもにより関心を持ってもらえるように見やすい紙面を心がける。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	268
《目標》 具体的な取組 71		児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。										
274	子どもの権利ノート活用	児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。5県市協調事業である。	新規入所児童に権利ノート及び郵送用封筒を配布した。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い周知されていることで、施設内の意見箱等への意見の表明につながっている。 ③課題:入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い、その後も随時個別に対応しているが、権利についてのこまめな意識づけが必要とされている。	B	こども本部 こども福祉課	32,40,228

各年度達成度=1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価度=A:目標を上回って達成 B:目標をほぼ達成 C:目標を下回った D:廃止

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
推進施策 20		学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。 (参考条文:第5条、第6条、第7条、第8条、第18条)										
《目標》 具体的な取組 72		かわさき子どもの権利の日事業を市民参加のもとでさらに充実します。										
275	かわさき子どもの権利の日事業 (市民向け広報・啓発)	青少年団体、学校、PTA、人権問題に取り組む市民団体の代表で構成する子どもの権利の日事業実行委員会を中心に、子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を11月20日(かわさき子どもの権利の日)前後1か月に実施する。また、事業を通じ、市民と行政との協働を進めていく。	子どもに関する活動を行っているNPO等の団体で構成される事業部会については、参加団体が、平成22年度は14団体であったが平成23年度は17団体集められた。また、それぞれの団体とともに部会員との連絡調整も円滑に進め、市民協働で事業を行った。つどいでは約860名の参加者を集めることができた。	3	子どもの権利に関する市民企画事業15団体について、平成24年度は新規で3団体の参加を得ることができた。事業の実施に向け連携を強めるため、市民企画事業実施団体や子ども夢パーク等で構成される事業部会の開催を1回増やし、全4回のうち1回は実行委員会と合同で開催することにより、連絡調整を密に行うことができた。「子どもの権利の日のつどい(12月2日)」では約350名の参加者を集め、円滑に実施することができた。	3	子どもの権利事業に関する市民企画事業団体は前年度からさらに3つ増え、18団体の参加を得られた。また25年度は「子どもの権利の日のつどい」を「子ども夢パーク10周年記念フェスタ」と共同開催し、つどい最多となる3,120名の市民の参加を集めた。 なお、実施にあたり、夢パーク等の関係団体や市民企画事業実施団体等と相互連携して円滑に開催することができた。	1	①関連条文:第5条、第6条、第27条 ②成果:つどいでは子ども会議のアピールや人権作文の発表等により、子どもの意見表明・参加について、啓発できた。また、平成25年度はつどいを子ども夢パークで開催することにより、より多くの子どもが楽しめる参加型イベントになった。 ③課題:啓発期間内の市民企画事業実施団体の確保は今後も重要な課題となる。また今後つどいを子ども夢パークで行う場合、夢パーク等の関係団体と市民企画事業実施団体等との連携・協働の強化も必要となる。	A	市民・こども局 人権・男女共同参画室	206
276	かわさき子どもの権利の日事業 (教育関係機関での広報・啓発)	教育委員会事務局所管施設を通じて、子どもをはじめとした市民に対し、子どもの権利の日の周知を図る。	子どもの権利の日の周知を図るため、校長会や会議等の場で事業を広報した。また、チラシ等の印刷物を教育機関に設置した。	3	子どもの権利の日の周知を図るため、校長会・研修会・会議等の場で事業を広報した。また、チラシ等の印刷物を教育機関に設置し、啓発を行った。	3	子どもの権利の日の周知を図るため、校長会・研修会・会議等の場で事業を広報した。また、チラシ配布の他、教育だよりに掲載を依頼し広報の充実を図った。	1	①関連条文:第5条、第6条、第17条、第23条、第27条 ②成果:教育だよりに掲載することで、市立学校全児童生徒家庭数に配布し広報の充実を図った。 ③課題:更に、周知を図れるよう対応を検討したい。	A	教育委員会事務局 人権・共生教育担当	207
《目標》 具体的な取組 73		子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取組が充実するよう支援します。										
277	子どもの権利に関する週間	「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、その前後で「開かれた学校づくり」を一層推進するという趣旨で、日常的な学習及び学校生活や子どもの権利に関する学習への取組を保護者・地域住民に公開し、広く子どもの権利についての関心と理解を深めていただく機会を設け、学校においては、権利の学習を実践する契機とする。	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画についてはカリキュラムセンターのWebページに掲載し広く周知した。実施状況は一覧表にまとめた。	3	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画について周知を図り、実施状況を一覧表にまとめた。	3	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画について周知を図り、実施状況を一覧表にまとめた。	3	①関連条文:第5条、第6条、第7条、第17条、第23条、第27条 ②成果:日常的な学習及び学校生活などを保護者・地域住民に公開し、子どもの理解を深める機会とした。 ③課題:今後も子どもの理解を深められるように継続して取り組む必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	270
《目標》 具体的な取組 74		青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。										
278	子どもの権利に関わる講師派遣	子どもに関わる施設・市民グループ等における研修会等に講師を派遣し、子どもの権利について広報啓発事業を推進する。	子どもに関わるNPO法人や地域教育会議等が実施する各種講座等において、子どもの権利条例や子どもの権利に関わるテーマで、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣した。(延べ5回188人)	3	病院局看護職員研修2回、各区や単園での認可保育園・わくわくプラザ職員の研修5回、子どもに関わる施設の保護者会等3回、NPO法人主催の講座2回、地域教育会議の学習会等3回、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣し、平成23年度の841人を上回る延べ1,531人に対し、条例や子どもの権利に関するテーマで講習等を行った。	2	市民館にて開催された子育て支援講座、各区役所や保育園等で子どもに関わる施設職員向けの講座を行った。また、民間からの講師派遣も引き受け、延べ14回、663人に対し、人権全般を含め、子どもの権利に関する講習を行った。	3	①関連条文:第6条、第7条、第8条、第16条、第23条、第24条、第27条 ②成果:本事業を各種会議の場や情報紙等で広報した結果、派遣依頼が増え、人権全般と合わせて子どもの権利に関して広く啓発することができた。 ③課題:市民館等の講演の機会はまだまだ少なく、今後も積極的に講師派遣を呼びかけ、職員を派遣し、条例の啓発を進めていきたい。また、講師対応可能な職員の育成は大きな課題である。	B	市民・こども局 人権・男女共同参画室	54,209,295,319,321
279	市民グループへの情報提供	保育園を利用する子育てグループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行う。	各保育園において園だよりを定期的に発行	3	各保育園において園だよりを定期的に発行し、保育園を利用する子育てグループ等に対し、子どもの権利について啓発を行った。	3	各保育園において園だより等を定期的に発行し、保育園を利用する子育てグループ等に対し、子どもの権利について啓発を行った。	3	①関連条文:第8条 ②成果:子育てグループ等に情報提供を行い、子どもの権利に対する意識の向上に繋がった。 ③課題:引き続き情報提供を行う必要がある。	B	こども本部 保育課	

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
280	青少年団体活動支援事業	青少年の健全育成と指導者の育成のため、川崎市青少年団体に対し、事業の補助を実施し、団体事業の活性化を図る。	青少年の健全育成指導者の育成のため、川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体に対し、事業の補助を実施した。また、川崎市青少年育成連盟が主催する「中高校生リーダー研修会」を平成24年2月11日～12日に実施した(参加者26名)。研修会の開催にあたり、中・高校生の研修委員(12名)が17回の会議を開催し、企画運営に主体的に関わることで、子どもの意見表明・参加の促進を図った。	3	青少年の健全育成指導者の育成のため、川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体に対し、事業の補助を実施した。また、川崎市青少年育成連盟が主催する「中高校生リーダー研修会」を平成25年2月10日～11日に実施した(参加者41名)。研修会の開催にあたり、中・高校生の研修委員(9名)が12回の会議を開催し、企画運営に主体的に関わることで、子どもの意見表明・参加の促進を図った。	3	青少年の健全育成指導者の育成のため、川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体に対し、事業の補助を実施した。また、川崎市青少年育成連盟が主催する「中高校生リーダー研修会」を平成26年3月22日～23日に実施した(参加者27名)。研修会の開催にあたり、高校生の研修委員(6名)が11回の会議を開催し、企画運営に主体的に関わることで、子どもの意見表明・参加の促進を図った。	3	①関連条文:第8条 ②成果:アドバイザーの指導の下、企画運営の流れを学ぶことができ、意見の表明・参加をすることができ、加盟団体間の交流ができた。 ③課題:参加者の減少が見られ、会議の回数や時間、日程等の見直しを必要がある。	B	子ども本部 青少年育成課	
281	青少年団体等への情報提供	青少年の健全育成、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年関係団体に情報提供を行う。	川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団等の青少年関係団体に対し、各種会議等において、子どもの権利に関する行動計画や、青少年の健全育成に係る各種研修会や活動紹介等の情報を提供した。	3	一般社団法人川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団等の青少年関係団体に対し、各種会議等において、子どもの権利に関する行動計画や、青少年の健全育成に係る各種研修会や活動紹介等の情報を提供した。	3	一般社団法人川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団等の青少年関係団体に対し、各種会議等において、子どもの権利に関する行動計画や、青少年の健全育成に係る各種研修会や活動紹介等の情報を提供した。	3	①関連条文:第8条 ②成果:団体に対して情報提供を行なうことにより、指導者の資質向上や子どもの活動内容に反映された。 ③課題:引き続き情報提供を行う必要がある。	B	子ども本部 青少年育成課	
282	青少年育成関係団体への研修	青少年健全育成に携わる指導者・育成者の資質向上のため、講演会等の研修を実施する。	平成23年11月27日に青少年指導員を対象にカラーリングの研修を行い、80名の参加者を迎え、地域の指導者としての技術の向上を図った。また平成24年2月2日に行われた青少年健全育成成功者表彰式において、講演会「子どもたちを健やかに育むためのコミュニケーション」を行い、川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎市青少年指導員連絡協議会など青少年育成関係団体の構成員約200名が参加し、指導者・育成者の資質向上に努めた。	3	平成25年2月8日に行われた青少年健全育成成功者表彰式において、講演会「リングが教室」～ボクシングを通じた人間教育～」を行い、一般社団法人川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎市青少年指導員連絡協議会など青少年育成関係団体の構成員約200名が参加し、指導者・育成者の資質向上に努めた。また、平成25年2月17日に青少年指導員を対象に講演会「『子どもは歴史の希望』～地域の大人の関わり、昔・今・これから～」の研修を行い、106名の参加者を迎え、地域の指導者としての知識の向上を図った。	3	平成26年1月19日に青少年指導員を対象に「伝承折り紙講習会」を行い、100名の参加者を迎え、地域の指導者としての技術の向上を図った。 また、平成26年2月6日に行われた青少年健全育成成功者表彰式において、講演会「自分の可能性を求めて」を行い、一般社団法人川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎市青少年指導員連絡協議会など青少年育成関係団体の構成員約200名が参加し、指導者・育成者の資質向上に努めた。	3	①関連条文:第7条 ②成果:指導者の研修を行うことにより、子どもの活動の充実や健全育成につながった。 ③課題:時代に即した形での青少年の健全育成に係る研修内容テーマ、講師設定の検討が必要。	B	子ども本部 青少年育成課	
283	児童虐待防止啓発講演会	児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。	関係機関向けに家族支援に関する研修を開催し児童虐待の予防と対応等に関する理解を深めた。その他社会的認識の向上に向けて、虐待防止キャンペーンとしてフロンターレ試合会場の等々力競技場にてパンフレット等の配布や、5区市統一行動にて川崎駅自由通路で街頭キャンペーンを実施した。	3	関係機関職員を含めた児童虐待対応等に関する研修(性的虐待)を開催し、児童虐待の対応等に関する理解を深めた。	3	関係機関職員を含めた児童虐待対応等に関する研修「子ども虐待と家族支援」を開催し、児童虐待の対応等に関する理解を深めた。児童家庭支援・虐待対策室等との連携によるオレンジリボンキャンペーン実施により、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上を図った。	3	①関連条文:第7条、第8条、第19条、第23条 ②成果:専門的な研修、幅広い対象向けの研修等、様々な研修や講演を通して、児童虐待対応等に関する理解を深めることができた。また、関係機関との協働による広報活動を通じて、児童虐待の発生予防、社会認識の向上を図った。 ③課題:虐待防止啓発の充実により、更なる子どもの権利擁護を図る必要がある。	B	子ども本部 子ども家庭センター 平成25年度より児童家庭支援・虐待対策室	58.203
284	子ども総合支援ネットワーク会議	区内の子どもの関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。	区内の子どもの関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができた。	3	区内の子どもの関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができた。	3	区内の子どもの関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができた。	3	①関連条文:第8条 ②成果:関係団体等との連携強化が図られ、子ども・子育てに関する情報共有と課題把握ができた。 ③課題:課題解決のため、関係機関等との更なる連携が必要である。	B	区役所 子ども支援室	150
285	幼・保・小連携事業	区内の公私立幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するために、情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進める。	区内の保育所等・幼稚園・小学校との連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、園長、校長連絡会議や実務担当者連絡会議等で情報交換を図ると共に、保育体験や懇談会を実施し、支援体制を作り推進した。	3	区内の保育所等・幼稚園・小学校を対象に「園長・校長連絡会」、「実務担当者連絡会」、「実習研修」、「授業参観・懇談会」を実施し、職員相互の理解の深化、幼児・児童の交流の促進、保育・教育内容の情報共有を図り、子どもへの支援体制作りを推進した。	3	区内の保育所等・幼稚園・小学校を対象に「園長・校長連絡会」、「実務担当者連絡会」、「授業参観・懇談会」、「連携事例の収集」等を実施し、職員相互の理解の深化、幼児・児童の交流の促進、保育・教育内容の情報共有を図り、子どもへの支援体制作りを推進した。	3	①関連条文:第8条 ②成果:各事業を通じ、関係機関職員の連携、情報共有等支援体制作りが推進した。 ③課題:発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援するための持続的な事業推進が必要である。	B	区役所 子ども支援室	86

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
286	かわさき子育てフェスタ	川崎区の子育て支援のイベントとして平成13年度発足。子育てに関わるさまざまな施設・機関と子育てグループ、民生委員・児童委員等が結集し親子の楽しめるイベントの企画及び情報提供等を行っている。また、平成17年度より「健康づくりのつどい」と同日開催し、高齢者や障害者などを含めた世代を超えた交流も図っている。イベントは年1回、教育文化会館のほぼ全館を使用している。	平成23年10月28日(金)教育文化会館にて「かわさきいきいき健康づくり・子育てフェスタ」を地域保健福祉課と共催で開催。地域で健康づくりの活動をする団体や子育て中の親、子育てを支援するグループ等全596名が参加し交流を深めることができた。	3	公募により参加した子育て中の親グループを含めた実行委員会を年6回開催し、グループワーク等により、参加者の意見を多く取り入れた、「かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ」を10月20日に、教育文化会館で行った。当日は500名の人々が参加し、子育て中の親の支援を行うとともに、健康への意識を高めることができた。	3	「健康づくり」と「子育て」について、イベント目的をより明確にし、参加者に必要な情報を届きやすくするために、別日に開催し、前者には300人、後者には1,024人が参加した。フェスタの開催に際しては、事業所管課が子ども支援室に移管されたことに伴い、支援室のネットワークの活用として、関係機関に参加を募り、賛同のあった団体・グループ等で構成された実行委員会を4回開催した。	3	①関連条文:第8条、第18条 ②成果:フェスタを通じ、関係機関と協働で地域の健康・子育て支援情報等の普及・啓発を行った。 ③課題:引き続き、子育て世帯への支援を行うとともに、関係機関との交流や連携強化を図る必要がある。	B	川崎区役所 子ども支援室	151
287	子育てグループ育成事業(幸区)	子育てグループ研修会を年2回実施する。また、ミニ交流会を年1回実施する。そのほか、地域子育て支援グループの支援を行う。	第1回目を平成23年9月8日(木)に実施。グループの活動や母親たちへの支援について討議した。 2回目は平成24年1月19日(木)に実施。「もっとこの活動を広めたい」をテーマに講演会を開催した。	3	子育てグループ研修会の第1回目を9月26日に実施し、貸し出し遊具の使い方やグループでのお勧めの遊びを紹介した。ミニ交流会として12月4日に作って遊ぶを実施した。子育てグループ研究会の第2回目は1月24日に実施し、ふれあい遊びと今と昔の子育てについて意見交換を行った。	3	区内で自主的に活動している子育て支援グループ等が集まり、子育てをテーマに話し合いながら交流することで情報の共有化や地域の子育て支援の連携・拡充を図り、併せて次世代の子育て支援の担い手の育成につながるのと考えにより、研修会ではなく交流会を年2回実施した。	3	①関連条文:第8条、第18条 ②成果:子育て支援グループ同士の連携関係を構築し、子育て支援の担い手の育成につなげることができた。 ③課題:参加者同士の異年齢交流ができる仕掛けや交流会が活性化するよう内容を工夫する必要がある。	B	幸区役所 子ども支援室	158
288	子どもに関わる部署と児童相談所・精神保健福祉センターとの連絡会(中原区)	虐待や精神疾患・生活不安を抱える親子の問題等、多岐・多様化する相談事例を区役所の関係者及び児童相談所・精神保健福祉センターの職員が会して検討することにより、役割分担を明確化し、子どもの状況に応じた適切な支援を行う。	区役所の関係者及び子ども家庭センター・精神保健福祉センター職員が月1回検討会を開催。関係機関が抱える多問題事例30例について、各関係機関の対応の検討や役割分担を行い、子どもやその家族の状況に応じた適切な支援に努めた。	3	区役所の関係者及び子ども家庭センター・精神保健福祉センター職員が月1回検討会を開催。関係機関が抱える多問題事例24例について、各関係機関の対応の検討や役割分担を行い、子どもやその家族の状況に応じた適切な支援に努めた。	3	以前から児童家庭課において、子ども支援室とは別に児童相談所等との連絡会議を開催しており、組織改編に伴い子ども相談業務が児童家庭課に移管されたことから、子ども支援室で別途会議を行う必要がなくなったため、事業を終了した。		①関連条文:第8条、第18条 ②成果:関係機関が抱える問題事例について検討を行い、子どもやその家族の状況に応じた適切な支援を行った。 ③課題:各関係機関で引き続き適切な支援が行われるよう、より一層連携を強化することが求められる。	D	中原区役所 子ども支援室	
289	なかはら子ども未来フェスタ	区内の子どもに関する団体や機関が一同に会し、情報交換、交流の場を設けることによって、地域全体で子どもを支援するための一助とするために開催する。	区民との協働により会議を6回開催し、フェスタの準備を行い実施した。当日(11月26日)は35団体の参加により、市民2,700人の参加があった。参加団体数、当日の参加者数ともに前年度より増加となった。また、区市民提案型事業との連携や父親のネットワークによる模擬店出店など新たな団体も参加し、より充実した内容での開催となった。	3	区民との協働により会議を6回開催し、フェスタの準備を行い実施した。当日(11月23日)は雨天にも関わらず、51団体、市民1,800人の参加があった。参加団体数、当日の参加者数ともに平成23年度と比較して増加となった。また、区市民提案型事業との連携や父親のネットワークによる模擬店出店など新たな団体も参加し、より充実した内容での開催となった。	3	区民との協働により会議を5回開催し、フェスタの準備を行い実施した。当日(11月23日)は好天の中、45団体、市民2,800人の参加があり、地域における世代間交流を推し進めることができた。市民提案型事業「フロンターレで毎日元気いっぱい」と連携し人形劇を実施した。	3	①関連条文:第8条、第18条 ②成果:未就学児とその保護者、地域で子育て支援を行う各種団体が一同に会し、多種多様な方法で交流を行った。 ③課題:小中学生などが参加しやすいプログラムを用意し、より一層の交流を図ることが求められる。	B	中原区役所 子ども支援室	166
290	子育てグループ支援事業(高津区)	地域の子育てグループ等の情報をまとめた「ホッとこそだて・MAP」の発行や子育てグループ交流会の実施、活動のための遊具の貸出しを行うことで、地域の子育て支援の充実を図る。	「ホッとこそだて・MAP」を情報更新し8,000部発行、乳幼児健診や地域子育て支援センター等で配布した。また子育てグループの交流会を2回、初めての参加者向けに「きて！みて！体験！子育てグループinたかつ」を開催し延317人が参加。子育て中の親と支援団体の活性化のためバルーンやエプロンシアター等の遊具の貸出しを実施した。	3	「ホッとこそだて・MAP」として集約していた子育てグループ情報を更新し、「ホッとこそだて・たかつ」に一本化し、区民へ情報提供した。また子育てグループ代表者の交流会を2回開催し、情報交換のほか支援室の遊具貸出し事業について情報提供を行い活動の活性化を図った。グループ紹介イベント「きて！みて！体験！子育てグループinたかつ」を「高津区子ども・こそだてフェスタ」と同日開催し、幼児を中心に72組の参加があった。	3	子育てグループ紹介リーフレットを1000部作成し、配布した。また、新たな参加希望者への活動紹介を行う子育て交流会「きつと見つかろうよ！楽しい仲間」を子育てグループ等と協働で9月に実施した。各子育てグループの状況、要望把握のため、子育てグループ代表者交流会を7月に、子育てグループ見学会を5回実施した。子育てグループ活性化のため、遊具等貸出事業を実施した。	3	①関連条文:第8条、第18条 ②成果:複数親子でのふれあい交流が深まり、心身共に充実した生活が送れるようになった。 ③課題:代表者が交代しても、各事業が持続的に進めることが課題となっている。	B	高津区役所 子ども支援室	172
291	たまたま子育てまつり	子育て支援活動をしている市民グループの代表と関係行政機関の実務担当者で構成する多摩区子育て支援会議から生まれた事業で、子育て情報を発信したり、子育て中の親と支援団体との交流を図りながら、地域での子育てを応援するため、実行委員会が中心となって、平成15年度から毎年実施している。	平成23年9月18日(日)に開催、来場者は4,700人。「子育てサークル活動紹介」や「段ボールで遊ぶ」ほか多数の催物を実施した。また、子育て世代の学びの場として、帝京大学准教授芹澤清音氏を迎え、講演会「どうする？ちょっと気になる子」を別途開催した。	3	9月16日に開催し、同日開催の「わく多ま！～みんな、ありがとう！藤子・F・不二雄ミュージアム周年～」と合わせて来場者数は6,000人であった。「子育てサークル活動紹介」や「ママとあそぼう、パパもね！」ほか多数の催物を実施した。また、子育て世代の学びの場として、NPO法人森の遊学舎代表理事の大西琢也氏を迎え、子どもと自然体験の関係性について講演会を別途開催した。	3	「楽しくワイワイ！たま区で子育て」をテーマに9月15日(日)に開催した。雨天の中ではあったが、3,600人の来場者があり、「子育てサークル活動紹介」や「つくってあそぼう」ほか多数の催物を実施した。また、子育て世代の学びの場として、NPO法人森の遊学舎代表理事の大西琢也氏を迎え、子どもと自然体験の関係性について講演会を別途開催した。	3	①関連条文:第8条、第18条 ②成果:地域の子育て支援活動について区民に知ってもらえるきっかけができた。 ③課題:子どもがより楽しめるおまつりにするため、参加団体や内容について、様々な意見を取り入れ、企画・運営することが求められる。	B	多摩区役所 生涯学習支援課	180
292	子育て及び支援者連絡会・研修(麻生区)	区内の子育て中の親を対象にした研修や子育て支援者の支援の強化のための連絡会や研修を行う。	麻生区子ども関連ネットワーク会議「研修企画部会」において活動内容の検討、確認を行い、子育て関係機関・団体向けに研修会を2つ企画した。	3	子育て関係機関や団体等を対象にアレルギー対応研修、相談対応研修、危機管理研修等を実施し、子育てに関する情報の共有を図った。	3	子育て関係機関や団体等を対象にエビペン対応研修、危機管理研修、区民向け研修として薬物やLINE等のインターネットに関する研修会を2回開催した。	3	①関連条文:第7条 ②成果:前年度のアンケート結果を基に区民向けの研修を昨年度より多く開催できた。 ③課題:今後も区民のニーズをアンケートなどで把握し、研修会などを検討していく必要がある。	B	麻生区役所 子ども支援室	190,306

各年度達成度=1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価度=A:目標を上回って達成 B:目標をほぼ達成 C:目標を下回った D:廃止

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
《目標》 具体的な取組 75		子ども向け広報啓発資料の「子どもの権利Q&A」、条例パンフレット等に子どもの意見を取り入れ、効果的に配布し、活用を促します。										
293	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付	子ども自身が子どもの権利についての意識を高め、理解を深められるよう、条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配布する。	秋の一斉配付では、市内小4・中2・高1の児童生徒及び保育園、市施設等964か所に41,289部配付し、春の小学校新入生保護者用に115校に13,870部配付した。	3	秋の一斉配付では、市内小4・中2・高1の児童・生徒を対象とし、保育園や小中学校、高校などの市の施設811か所を通じて44,411部を配布した。また、春の小学校新入生保護者用に115校を通じて13,105部を配付した。また、配付時には、条例についての説明文も添えて読みやすくするなど、子どもの権利に関する条例の啓発に努めた。	3	秋の一斉配布に向け、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを子どもの意見を聞きながら新たに作成し、市内小学校全児童及び教職員に73,225部配布した。また条例パンフレットを中2・高1の生徒及び保育園、市施設等765か所に29,042部、春の小学校新入生保護者用として115校に13,215部配布した他、関係施設や区のイベント等でも配布し、子どもの権利の広報・啓発を実施した。	1	①関連条文：第6条、第16条、第17条、第23条、第27条 ②成果：「子どもの権利の日」の時期に対象児童生徒へのパンフレットの配布ができた。また、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを新たに作成した。 ③課題：子どもたちへの意識付けの定着を図るために、リーフレットの小学校全児童への配布を継続して行いつつ、市民が直接条例について考える機会を増やす必要がある。	A	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	53,208
294	「子どもの権利Q&A」作成	条例の施行に伴い、日常の学校生活の中で子どもたちと接することの多い教職員に子どもの権利について理解を深めてもらうために「子どもの権利Q&A」を作成する。川崎市人権尊重教育推進会議の事業として実施する。	総合教育センターにおいて増し刷りをし、人権尊重教育の研修で配布し、資料としての活用を促した。	3	総務部人権共生教育担当で作成した「子どもの権利Q&A」を総合教育センターにおいて増し刷りをし、人権尊重教育の研修で配布し、資料としての活用を促した。	3	「子どもの権利Q&A」を作成し、「子どもの権利に関する週間」に向けて各学校に配付した。また、人権尊重教育の研修においても担当者に配布し、資料としての活用を促した。	3	①関連条文：第7条 ②成果：各学校への周知の充実を図った。 ③課題：資料の活用について充実させる必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター 人権・共生教育担当	271
《目標》 具体的な取組 76		親、地域及び教職員等のおとなを対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう、啓発に努めます。										
295	子どもの権利に関わる講師派遣	子どもに関わる施設・市民グループ等における研修会等に講師を派遣し、子どもの権利について広報啓発事業を推進する。	子どもに関わるNPO法人や地域教育会議等が実施する各種講座等において、子どもの権利条例や子どもの権利に関わるテーマで、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣した。(延べ5回188人)	3	病院局看護職員研修2回、各区や単園での認可保育園・わくわくプラザ職員の研修5回、子どもに関わる施設の保護者会等3回、NPO法人主催の講座2回、地域教育会議の学習会等3回、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣し、平成23年度の841人を上回る延べ1,531人に対し、条例や子どもの権利に関するテーマで講習等を行った。	2	市民館にて開催された子育て支援講座、各区役所や保育園等で子どもに関わる施設職員向けの講座を行った。また、民間からの講師派遣も引き受け、延べ14回、663人に対し、人権全般を含め、子どもの権利に関する講習を行った。	3	①関連条文：第6条、第7条、第8条、第16条、第23条、第24条、第27条 ②成果：本事業を各種会議の場や情報紙等で広報した結果、派遣依頼が増え、人権全般と合わせて子どもの権利に関して広く啓発することができた。 ③課題：地域での講演の機会はまだまだ少なく、今後も積極的に講師派遣を呼びかけ、職員を派遣し、条例の啓発を進めていきたい。また、講師対応可能な職員の育成は大きな課題である。	B	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	54,209,278,319,321
296	保育園長を対象とした研修会の開催	保育園における子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図る。	保育園長会議において人権をテーマとした話し合いの機会を設けたり、区によっては研修を実施した。	3	保育園長会議において人権をテーマとした話し合いの機会を設けたり、区によっては研修を実施した。	3	子どもの権利の意識や取組みについて、園長向けアンケートを実施した。また園長会議において人権をテーマとした話し合いの機会を設けたり、区によっては研修を実施した。	3	①関連条文：第7条、第24条 ②成果：保育園長の人権意識を高める事で、保育園において人権の尊重に基づいた保育を推進する事が出来た。 ③課題：引き続き園長を対象とした意識向上に取り組む必要がある。	B	子ども本部 保育課	
297	大人が変われば子どもも変わる運動	大人が地域の中で子どもを温かく見守り、育てていくことを基本に、「大人が変われば子どもも変わる運動」を推進し、青少年健全育成を展開していく。	7月14日JR武蔵溝ノ口駅前ペデストリアンデッキでの、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組、11月10日新百合ヶ丘駅南口ペデストリアンデッキでの、「子ども・若者育成支援強調月間」の取組及び各区の区民祭等において、青少年指導員が中心となり、子どもと大人のパートナーシップの構築を進める広報・啓発に努めた。	3	7月20日JR川崎駅東口駅前広場での、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組、11月7日川崎フロンパークでの、「子ども・若者育成支援強調月間」の取組及び各区の区民祭等において、青少年指導員が中心となり、子どもと大人のパートナーシップの構築を進める広報・啓発に努めた。	3	7月6日川崎フロンパークでの「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組、11月14日、JR川崎駅東口駅前広場での、「子ども・若者育成支援強調月間」の取組及び各区の区民祭等において、青少年指導員が中心となり、子どもと大人のパートナーシップの構築を進める広報・啓発に努めた。	3	①関連条文：第6条 ②成果：フロンターレのクリアファイルの啓発物品配布や、高校吹奏楽部の演奏等により、青少年の関心を引くことができた。 ③課題：引き続き、広報活動として関心を引くような取り組みをする必要がある。	B	子ども本部 青少年育成課	
298	すくすく子育てボランティア事業	保健福祉センターにおいて子育てボランティアを養成し、地域で子育て支援の役割の一端を担えるような人材の育成を図るとともに、その後の活動を支援する。また、地域の育児力向上のために、各地域での子育て支援に関わる機関やボランティアグループ、子育てグループ等のネットワーク化を図る。	各区において、養成講座を開催し子育てボランティアを養成した。また、地域で子育てを見守り応援する、こんにちは赤ちゃん訪問員養成と連携させることで、乳幼児をもつ親等への支援を更に充実させた。各区において、子育て支援に関わる機関やボランティア等連絡会議を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	こんにちは赤ちゃん訪問員の養成により、乳幼児をもつ親等への支援を更に充実させた。各区において、子育て支援に関わる機関やボランティア等連絡会議やボランティアのためのスキルアップ研修会等を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	こんにちは赤ちゃん訪問員の養成により、乳幼児をもつ親等への支援を更に充実させた。各区において、子育て支援に関わる機関やボランティア等連絡会議やボランティアのためのスキルアップ研修会等を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	①関連条文：第18条 ②成果：地域の子育て支援力が向上し、日常から子育てを見守る地域づくりへとつながった。 ③課題：今後も地域で子育てを見守り、支える力の向上が必要。	B	子ども本部 子ども家庭課	149

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
299	講師派遣（幸区）	地域子育て支援センターで月1回「すくすく講座と子育て相談」を実施する。地域子育て支援センター5か所で年間24回子育て講座、幸市民館子育て広場年間7回、保育ボランティア講座講師を実施する。	今年度は、5か所の地域子育て支援センターへ公営保育園の看護師・栄養士・保育士が子育て世帯の相談数の多い「健康」「食事(主に離乳食)」「遊び」についての講座と利用者の相談を実施した。	3	平成24年度は5か所の地域子育て支援センターへ公営保育園職員(園長・保育士・看護師・栄養士)が出向き、講座及び子育て相談を行った。他、市民館や母親クラブなど地域で子育て支援を開催している場へも出向き遊び・講座・相談など実施した。また、施設間の連携は図れた。	3	地域子育て支援センターふるいちばで月1回子育て講座・相談を実施。幸市民館子育て広場年間12回、民営の地域子育て支援センター5箇所子育て講座を年11回実施する他、子育て支援センターの担当者がそれぞれ講座や相談の対応ができるよう支援者の育成等を実施することができた。	3	①関連条文:第18条 ②成果:未就学の子どもと保護者が多く利用する地域子育て支援センターで講座及び相談をすることで、支援者の育成につながった。 ③課題:引き続き、子育て支援センターの担当者が自主的に対応できるよう支援者育成の充実が求められている。	B	幸区役所 こども支援室	157
300	子育て支援推進事業(中原区)	子育てを地域で支えることにより、親子のこころの安定を図り、健康的な子育てがしやすい環境を整えるため、区内7地区15か所で子育てサロン、講演会等を実施する。	社協・民協主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン15か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行った。サロンスタッフ向けに全体研修を1回実施し、121名の参加を得た。	3	社協・民協主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン16か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行った。サロンスタッフ向けに全体研修を1回実施し、113名の参加を得た。さらに10周年記念事業(記念誌発行・記念コンサート・研修会等)を実施した。	3	社協・民協主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン16か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行った。サロンスタッフ向けに全体研修を1回実施し、102名の参加を得た。	3	①関連条文:第18条 ②成果:子どもが歌や手遊びを楽しむだけでなく、保護者が情報交換等を通じて、子育てに対する不安等を解消できた。 ③課題:広報等を強化し、より多くの方が子育てサロンを理解し、参加していただけるようにすることが求められる。	B	中原区役所 こども支援室	167
301	地域での子育て支援「すくすく講座」(高津区)	地域の子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施する。	・地域子育て支援センターでの衛生教育・育児相談は合計11回実施し、連絡会には1回参加した。 ・地域の子育てサロンでの衛生教育・育児相談は合計7回実施した。	3	地域子育て支援センターや地域の子育てサロンでの衛生教育、育児相談を19回実施し、延べ717名の参加があった。	3	・地域子育て支援センターでの衛生教育・育児相談は合計11回実施し、延364名の参加があった。 ・地域の子育てサロンでの衛生教育・育児相談は合計6回実施し、延334名の参加があった。	3	①関連条文:第18条 ②成果:身近な場での育児相談や子育て情報を得る場となった。サロンでは、地域のボランティアと知り合えるきっかけとなった。 ③課題:参加数が100人を超えるサロン等では、参加者の把握が難しい。	B	高津区役所 児童家庭課	170
302	子ども・子育て支援講座(高津区)	子どもの成長・発達や子育てに関わる課題をテーマとした講演や意見・体験交流等を実施し、課題に対する啓発を図る。	子育て中の親や子育て支援者等を対象にした講演会を4回、子どもに関する相談に従事する支援者を対象にしたスーパーバイズを3回実施した。	3	子育て中の親を対象にした講演会を4回開催した。また、子どもに関する相談に従事する支援者対象のスーパーバイズも4回実施した。	3	子育て中の親や子育て支援者等を対象にした講演会等を5回、子どもに関する相談に従事する支援者を対象にしたスーパーバイズを3回実施した。	3	①関連条文:第18条 ②成果:子育てをする方等の子育て力の向上が見込まれ、充実した子育てを享受できたと考えられる。 ③課題:HPやちらし等を中心に周知を行っているが、もっと多くの方に受講してもらいたい。	B	高津区役所 こども支援室	173
303	親と子の子育て応援セミナー(宮前区)	宮前区内の在宅育児中の親子を対象とし「親の育児力」をつけるために、子育てに関する知識と技術を持つ公立保育園等の人材を活用し、子育てに関する相談、親と子の学習の機会及び交流の場を提供する。	公立保育園、地域子育て支援センター、先輩ママ、庁内関係部署と連携・協力し、子育てに関する知識・技術の専門性を活かした連続講座(各8回)を2回実施した。また、次の担い手育成のためのOG会、父親参加の促進のためにオープン講座を土曜日に実施し、参加者の育児力の向上と参加者同士の仲間づくりの支援を行った。	3	公立保育園、地域子育て支援センター、先輩ママ、庁内関係部署と連携・協力し、子育てに関する知識・技術の専門性を活かした連続講座(各8回)を2回実施した。 また、次の担い手育成のためのOG会、父親参加の促進のためにオープン講座を土曜日に実施し、参加者の育児力の向上と参加者同士の仲間づくりの支援を行った。	3	公立保育園、地域子育て支援センター、先輩ママ、子育てグループ、庁内関係部署と連携・協力し、子育てに関する知識・技術の専門性を活かした全6回の連続講座を実施した。また、次の担い手育成のためのOG会、父親参加の促進のためのオープン講座を土曜日に実施し、参加者の育児力の向上と参加者同士の仲間づくりの支援を行った。	3	①関連条文:第18条 ②成果:育児力の向上や親子での積極的な外出が増え、生活スタイルに変化があった。 ③課題:参加の場、機会の拡充が必要である。	B	宮前区役所 こども支援室	178
304	多摩区「親と子の育児園」事業	家庭で保育している未就学・園の親子を対象として「子育て・親育ち」を支援するプログラムや交流の場を提供し、子育て力を養う。	土曜日、午前、年間18回開催。年齢別3クラスで60組参加。クラス別に、遊び、工作、育児に関する学習等を実施した。一般区民向けに公開講座も1回実施し、子育てに関する情報提供を行った。	3	従来型のコースを12回開催し、年齢別3クラスで52組参加があった。また、こども文化センターにおいても別途6回実施し2~3歳児の親子23組の参加があった。開催に当たっては地区の子育て支援関係機関等との打ち合わせもを行い、事業の実施をきっかけに連携も深められた。参加者も終了後、地域の2、3歳児グループとして、他の母子も受け入れながら、自主活動へと発展した。	3	従来型のコースを12回開催し、年齢別3クラスで59組参加があった。また、こども文化センターにおいても別途6回実施し2~3歳児の親子18組の参加があった。	3	①関連条文:第18条 ②成果:開催に当たっては地区の子育て支援関係機関等との打ち合わせも行き、事業の実施をきっかけに連携も深められた。参加者も終了後、地域の2、3歳児グループとして、他の母子も受け入れながら、自主活動へと発展した。 ③課題:ニーズの高い2歳前後の子育て家庭への支援の充実を図っていく必要がある。	B	多摩区役所 こども支援室	186
305	親育て・子育て支援者養成事業(多摩区)	育児不安や虐待予防に対応するため親自身の養育力を養うとともに、子育て支援者を養成し地域の支援体制強化を図る。	基礎講座、養成講座、実習を取り混ぜ、全18回の講座を実施した。地域支援の活動紹介やボランティア活動をテーマに交流会も2回実施した。子育て中の方、子育て支援に関心のある方、20人が参加。学習とあわせて、人材活用や派遣支援の情報提供を行った。	3	講義を16回(2回公開講座、2回交流会含む)、実習を6回実施し、2~3歳児の親子23組の参加があった。子育て支援者として必要な講義「子育て支援と子育て環境」、「お母さんの悩みに寄り添う」をプログラムに組み込んだ。講座の途中からボランティア活動をはじめた参加者もいた。また、講座終了後、参加者にアンケートを実施したところ、内容は好評であった。	3	講義を16回(2回公開講座、2回交流会含む)、実習を12回実施し、2~3歳児の親子22組の参加があった。講座の途中からボランティア活動をはじめた参加者もいた。また、講座終了後、参加者にアンケートを実施したところ、内容は好評であった。	3	①関連条文:第18条 ②成果:講座の途中からボランティア活動をはじめた参加者もいた。参加者アンケートも好評であった。 ③課題:受講者の活動割合の引き上げを課題としている。	B	多摩区役所 こども支援室	187

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
306	子育て及び支援者連絡会・研修(麻生区)	区内の子育て中の親を対象にした研修や子育て支援者の支援の強化のための連絡会や研修を行う。	麻生区子ども関連ネットワーク会議「研修企画部会」において活動内容の検討、確認を行い、子育て関係機関・団体向けに研修会を2つ企画した。	3	子育て関係機関や団体等を対象にアレルギー対応研修、相談対応研修、危機管理研修等を実施し、子育てに関する情報の共有を図った。	3	子育て関係機関や団体等を対象にエビデン対応研修、危機管理研修、区民向け研修として薬物やLINE等のインターネットに関する研修会を2回開催した。	3	①関連条文:第7条 ②成果:前年度のアンケート結果を基に区民向けの研修を昨年度より多く開催できた。 ③課題:今後も区民のニーズをアンケートなどで把握し、研修会などを検討していく必要がある。	B	麻生区役所 こども支援室	190,292
307	教育広報誌「教育だよりかわさき」	本市の児童・生徒、保護者、教育関係者、市民を対象に、教育に関する情報を提供するため、「教育だよりかわさき」を発行する。	子どもの権利への理解を深めるため、教育施策や学習の機会に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を計3回発行した。	3	子どもの権利への理解を深めるため、教育施策や学習の機会に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を計3回発行した。	3	子どもの権利への理解を深めるため、教育施策や学習の機会に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対して提供し、市民がより興味を持てるような内容になるよう誌面のリニューアルを図った。 ③課題:対象である児童・生徒、保護者及び教育関係者等にアンケート等で意見を聞き、より関心を持ってもらえるような誌面にしていくことが求められる。	3	①関連条文:第17条、第18条、第32条 ②成果:特集記事や企画コーナーの充実を図り、市民がより興味を持てるような内容になるよう誌面のリニューアルを図った。 ③課題:対象である児童・生徒、保護者及び教育関係者等にアンケート等で意見を聞き、より関心を持ってもらえるような誌面にしていくことが求められる。	B	教育委員会事務局 企画課	62,125,216
308	体罰防止についての意識啓発	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、人権に対する意識を向上させ、体罰の防止を図る。	全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	3	全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	3	全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	3	①関連条文:第7条、第23条 ②成果:人権尊重教育研修会を年間を通して実施したことにより、教職員の人権を意識した指導等の定着を図ることができた。 ③課題:研修内容の充実と教職員への周知の徹底が必要である。	B	教育委員会事務局 指導課	71
309	家庭・地域教育学級、家庭教育推進事業(教育文化会館・市民館)	子どもの理解や親の役割及び家庭環境、地域課題をめぐる諸問題についての学習機会の提供や啓発のためのイベント等の実施をとおして、子どもの健全な成長をめざす。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係づくりを図る場である「家庭・地域教育学級」を24学級実施するとともに、100校のPTAに対し「家庭教育学級」開催への支援を行った。 また、子育て広場の開設や子育て情報紙の発行などの「子育て支援啓発事業」を各区において実施した。	3	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係づくりを図る場である「家庭・地域教育学級」を27学級実施するとともに、111校のPTAに対し「家庭教育学級」開催への支援を行った。 また、子育て広場の開設や子育て情報紙の発行などの「子育て支援啓発事業」を各区において実施した。	3	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係づくりを図る場である「家庭・地域教育学級」を21学級実施するとともに、131校のPTAに対し「家庭教育学級」開催への支援を行った。 また、子育て広場の開設や子育て情報紙の発行などの「子育て支援啓発事業」を各区において実施した。	3	①関連条文:第7条、第8条 ②成果:子どもたちの健全育成のため、家庭教育について親が自ら学ぶ場を多数提供した。PTAを対象とした「家庭教育学級」については年々実施校も増加した。 ③課題:働く親など、従来の講座形式では参加が難しい親に対してのアプローチが求められる。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	63,217
310	PTA活動研修(教育文化会館・市民館)	各学区や行政区の特色を活かしながら、子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の更なる活性化をともに考える研修を行う。	子どもの権利に関する理解を深めるとともに、PTA活動における各委員会の活動を考え、他校との情報交換により活性化を図る研修を、各区において実施した。	3	子どもの権利に関する理解を深めるとともに、PTA活動における各委員会の活動を考え、他校との情報交換により活性化を図る研修を各区で実施した。	3	子どもの権利に関する理解を深めるとともに、PTA活動における各委員会の活動を考え、他校との情報交換により活性化を図る研修を各区で実施した。	3	①関連条文:第7条、第8条 ②成果:PTA活動の活性化を図ることで、子どもたちの健全な成長を支える環境づくりを支援できた。 ③課題:毎年PTA役員が変わるため、継続して研修を実施することが求められる。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	64,218
311	平和・人権学習(教育文化会館・市民館)	共に生きる地域社会の創造をめざして、世界の平和や人権の尊重に関する学習事業を実施する。	戦争、多文化共生、子どもの居場所、障がい、震災などのテーマで14本の講座を開催した。平成23年度は特に災害やエネルギーをテーマに取り上げた講座が多く、災害時の子どものケアをテーマとした学習もあった。	3	戦争、多文化共生、障害、震災、就労問題などのテーマで11本の講座を開催した。平成23年度に引続き、災害やエネルギーをテーマに取り上げた講座が多く開催された。	3	戦争、多文化共生、障害、震災、就労問題などのテーマで13本の講座を開催した。平成24年度に引続き、災害やエネルギーをテーマに取り上げた講座が多く開催された。また、子どもの権利や人権を取り上げた講座も開催した。	3	①関連条文:第7条、第16条 ②成果:平和や人権の尊重に関する学習を実施した。子どもの権利や人権・災害時の子どものケアなどもテーマにとりあげた。 ③課題:時代に即したテーマを取り上げ、継続して人権について学習する場を設ける必要がある。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	
312	人権尊重教育推進担当者研修	権利の学習の指導方法や学習資料の効果的な使用方法について、権利学習を進めようとする教員の自主的な取組の後押しができるような実践報告会や交流会を進める。教員対象の研修を充実させ、意見交流の場を設けるなどして、学校で取り入れやすいように支援する。担当者がそれぞれの学校でどのような広報をすればよいかを、具体的に示す。	全市立学校の人権尊重教育担当の教員を集め、各地区ごとに4回実施。2回目は参加・体験型学習が学校でも行えるよう、ファシリテーターの体験を行った。3回目は人権尊重教育の研究推進校(下小田中小学校、今井中学校)の研究報告会への参加をもって研修とした。	3	全市立学校の人権尊重教育推進担当の教員を集め、年4回実施した。2回目は、「川崎市子どもの権利に関する条例」制定の概要と施行10年を経過しての課題について、講演会を実施した。3回目は人権尊重教育実践推進校(桜本中学校)の研究報告会(授業公開と研究協議)への参加をもって研修とした。	3	全市立学校の人権尊重教育推進担当の教員を集め、年4回実施した。子どもの権利については、第1回の講話で扱い、2回目は、在日二世の方による多文化共生の講演会を実施した。3回目は人権尊重教育研究推進校(藤崎小学校、日吉中学校)の研究報告会への参加をもって研修とした。	3	①関連条文:第7条、第23条、第24条 ②成果:子どもへの具体的な指導の姿を示しての研修で、受講者の認識を深めることができた。 ③課題:効果的な指導法について、継続して発信することが求められる。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
313	校長を対象とした研修会の開催	学校における子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図る。	人権・共生教育担当課長が「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及びかわさき教育プランの重点施策1における人権尊重教育の推進について講話を行った。	3	「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及びかわさき教育プランの重点施策1における人権尊重教育の推進を考慮した講話を行った。	3	「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及びかわさき教育プランの重点施策1における人権尊重教育の推進を考慮した講話を行った。	3	①関連条文：第7条、第23条、第24条 ②成果：総務部人権・共生教育担当課長の講話を聞くことで、人権尊重教育の推進の重要性を再認識することができた。 ③課題：毎年人事異動があるため、継続した取組が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	
314	スクールカウンセラー研修	市立中学校に派遣されているスクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、児童生徒への教育相談活動の充実を図る。	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催した。また、学校巡回カウンセラーについては、緊急な事件事故に対応することもあり、平成23年度、研修会を7回増やして、カウンセラーの質的向上を図った。	3	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催して質的な向上を図った。学校巡回カウンセラーについては、緊急な事件事故に対応することもあり、平成24年度は研修会（事例研究）を7回実施した。	3	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催、学校巡回カウンセラーについては、緊急な事件事故に対応することもあり、研修会（事例研究）を8回実施し、それぞれのカウンセラーの質的な向上を図った。	3	①関連条文：第7条、第24条 ②成果：カウンセラーの質の向上が図られ、適切かつ的確な相談をすることができた。 ③課題：個々のニーズに応じた相談技能の向上が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	76
<p>【目標】具体的な取組 77 保健福祉センターにおける両親学級等で、子どもの権利に関する啓発に努めるとともに、職員の研修を進めます。</p>												
315	母子保健指導事業	妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産・子育てができるようにする。父親の参加・子どもの権利についての啓発機会とする。	子ども支援室において母子健康手帳交付時に面接を行い、必要な保健指導と相談支援を実施した。また、安心して出産・子育てができるよう、両親学級への参加を促した。マタニティストラップの配布を継続して行い、妊婦にやさしい環境づくりの啓発を図った。	3	母子健康手帳に、引続き子どもの権利に関するページを設けるとともに新規で父親の育児参加を促すページを作成し、啓発を行った。妊婦にやさしい環境づくりに向けてマタニティマークの普及啓発のためのストラップの配布を実施した。	3	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けている。また、母子健康手帳交付の際、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促した。両親学級は父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会となった。	3	①関連条文：第18条 ②成果：母子健康手帳交付や両親学級にて子どもの権利についての普及啓発を実施し、理解を得ることができた。 ③課題：今後もこれらの機会を活かし子どもの権利の普及啓発を図る必要がある。	B	子ども本部 子ども家庭課	69.213
<p>【目標】具体的な取組 78 子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザ及び保育園等における職員を対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。</p>												
316	子どもの権利に関する職場研修	全公立保育園において子どもの権利をテーマに職場研修を実施。日々の保育の中での子どもへの言葉かけ（しかり方）、接し方等について検証し、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努める。保育環境についても子どもたちが育ち、学べる施設となるよう点検整備をしていく。	各保育園において職場研修を実施することで、子どもの権利を踏まえた保育を実践することができた。	3	各保育園において職場研修を実施することで、子どもの権利を踏まえた保育を実践することができた。また、民間保育園を含めて子どもの権利に関する研修を実施した。	3	各保育園において職場研修を実施することで、子どもの権利を踏まえた保育を実践することができた。また、民間保育園を含めて子どもの権利に関する研修を実施した。	3	①関連条文：第7条、第23条、第24条 ②成果：各保育園において職場研修を実施し、自らの保育を振り返り、子どもの権利を踏まえた保育を実践することが出来た。 ③課題：実施状況の情報提供を進めていく事で効果を上げていくことが求められる。	B	子ども本部 保育課	
317	こども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修	施設の管理運営者である各指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行う。	施設の管理運営者である各指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	施設の管理運営者である各指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	平成25年度こども文化センター・わくわくプラザ職員研修を川崎市主催で実施し、子どもの権利についての研修を9月19日、12月5日の計2回実施した。 施設の管理運営者である各指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	①関連条文：第7条 ②成果：いずれの回の研修も50名を超える職員が参加し、子どもの権利を尊重する視点について理解を深めることができた。 ③課題：継続して職員のスキルアップのための研修を行う必要がある。	B	子ども本部 青少年育成課	
318	子ども夢パークスタッフ研修	川崎市子どもの権利に関する条例に対する意識の向上及び子どもを対象とした事業実施に伴う技量を高めるための研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行う。	施設の管理運営者である各指定管理者に対して、川崎市子どもの権利に関する条例に対する意識の向上及び子どもを対象とした事業実施に伴う技量を高めるための研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	施設の管理運営者である各指定管理者に対して、川崎市子どもの権利に関する条例に対する意識の向上及び子どもを対象とした事業実施に伴う技量を高めるための研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	施設の管理運営者である各指定管理者に対して、川崎市子どもの権利に関する条例に対する意識の向上及び子どもを対象とした事業実施に伴う技量を高めるための研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	①関連条文：第7条 ②成果：年間を通じて、子どもの権利を全面的に保障することを目的とした研修を実施（年約40回）、スタッフが理解を深めることで年間80,000人を超える市民のパーク利用があった。 ③課題：子どもの権利を全面的に保障することを目的とした研修を引き続き実施し、スタッフの資質の向上を図る。	B	子ども本部 青少年育成課	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
《目標》 具体的な取組 79		子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関の職員を対象とした、子どもの権利に関する研修等を実施し、啓発に努めます。										
319	子どもの権利に関わる講師派遣	子どもに関わる施設・市民グループ等における研修会等に講師を派遣し、子どもの権利について広報啓発事業を推進する。	子どもに関わるNPO法人や地域教育会議等が実施する各種講座等において、子どもの権利条例や子どもの権利に関するテーマで、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣した。(延べ5回188人)	3	病院局看護職員研修2回、各区や単園での認可保育園・わくわくプラザ職員の研修5回、子どもに関わる施設の保護者会等3回、NPO法人主催の講座2回、地域教育会議の学習会等3回、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣し、平成23年度の841人を上回る延べ1,531人に対し、条例や子どもの権利に関するテーマで講習等を行った。	2	市民館にて開催された子育て支援講座、各区役所や保育園等で子どもに関わる施設職員向けの講座を行った。また、民間からの講師派遣も引き受け、延べ14回、663人に対し、人権全般を含め、子どもの権利に関する講習を行った。	3	①関連条文：第6条、第7条、第8条、第16条、第23条、第24条、第27条 ②成果：本事業を各種会議の場や情報紙等で広報した結果、派遣依頼が増え、人権全般と合わせて子どもの権利に関して広く啓発することができた。 ③課題：市民グループでの講演の機会はまだまだ少なく、今後も積極的に講師派遣を呼びかけ、職員を派遣し、条例の啓発を進めていきたい。また、講師対応可能な職員の育成は大きな課題である。	B	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	54,209,278.29 5,321
《目標》 具体的な取組 80		行政職員を対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう啓発に努めます。										
320	行政職員及び子どもの権利に関する職場研修	子どもに関わる施設の職員研修や新規採用職員等の職員研修に講師派遣を行い、子どもの権利について啓発と職員の資質向上を図る。	・市が職員に対して実施する若手、新任課長補佐対象の階層研修において、人権に関わるテーマの中で、子どもの権利について講義した。(延べ2回436人) ・病院局看護職新規採用時、保育所・子ども文化センター等の職員研修における講師の派遣依頼に応じて、当室職員を派遣した。(延べ5回217人)	3	市病院局新規採用看護職員研修2回、公立認可保育園職員研修3回、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣し、延べ323人に条例や子どもの権利に関するテーマで講習等を行った。	2	病院局・消防局などの各局の新任採用職員向け研修や環境局階層研修、各区の保育園長、講演希望保育園などに対して、人権全般を含む、条例や子どもの権利に関するテーマで講演等を行った。(延べ626人)	2	①関連条文：第7条、第24条 ②成果：新規・階層研修時の講演の機会が増え、多くの職員へ子どもの権利に関して啓発することができた。 ③課題：今後も講師派遣を続けていくためには、対応できる職員の育成が不可欠となる。	A	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	
321	子どもの権利に関わる講師派遣	子どもに関わる施設・市民グループ等における研修会等に講師を派遣し、子どもの権利について広報啓発事業を推進する。	子どもに関わるNPO法人や地域教育会議等が実施する各種講座等において、子どもの権利条例や子どもの権利に関するテーマで、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣した。(延べ5回188人)	3	病院局看護職員研修2回、各区や単園での認可保育園・わくわくプラザ職員の研修5回、子どもに関わる施設の保護者会等3回、NPO法人主催の講座2回、地域教育会議の学習会等3回、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣し、平成23年度の841人を上回る延べ1,531人に対し、条例や子どもの権利に関するテーマで講習等を行った。	2	病院局・消防局などの各局の新任採用研修や環境局階層研修、市民館にて開催された子育て支援講座、各区役所や保育園等で子どもに関わる施設職員向けの講座を行い、また、民間からの講師派遣も引き受け、延べ17回、982人に対し、人権全般を含め、子どもの権利に関する講習を行った。	3	①関連条文：第6条、第7条、第8条、第16条、第23条、第24条、第27条 ②成果：本事業を各種会議の場や情報紙等で広報した結果、派遣依頼が増え、人権全般と合わせて子どもの権利に関して広く啓発することができた。 ③課題：市民グループ等での講演の機会はまだまだ少なく、今後も積極的に講師派遣を呼びかけ、職員を派遣し、条例の啓発を進めていきたい。また、講師対応可能な職員の育成は大きな課題である。	B	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	209,278,295.3 19,321
322	職員研修 〈多文化：保育園〉	職員が多様な文化的背景を持つ子どもについての理解を深めるための研修を実施し、職員の資質向上を図る。	園長研修、担当係長研修、保育士研修等を実施	3	園長研修、担当係長研修、保育士研修等を実施し、多様な文化を持つ子どもへの理解を深めた。民間保育園を含めて、保育園における取組について調査確認した。	3	園長研修、担当係長研修、保育士研修等を実施し、多様な文化を持つ子どもへの理解を深めた。	3	①関連条文：第7条、第24条 ②成果：多文化共生への理解を深め違いを認め合い、互いに尊重する保育を進めることが出来た。 ③課題：実施状況の情報提供を進めていく事で効果を上げていくことが求められる。	B	子ども本部 保育課	
323	職員研修 〈多文化：教職員〉	「川崎市多文化共生社会推進指針」の基づく施策と連携しながら、多様な文化背景をもつ子どもたちについての理解を深めるための研修を実施する。	希望研修において学級に日本語指導が必要な子どもが編入したとき、担任としてどのような支援を心がけていくとよいかを日本語指導等協力者及び大学准教授と共に具体的な場面の中で研修した。	3	「ともに生きる」や「受入指導の手引き」などの冊子を各学校に配布し、周知を図った。また、初めて日本語指導を要する子どもを受け入れる学校に、文部科学省から出ている受入指導の手引きの学級担任が果たす役割のページを参考資料として送った。	3	「ともに生きる」や「受入指導の手引き」などの冊子を各学校に配布し、周知を図った。また、初めて日本語指導を要する子どもを受け入れる学校に、文部科学省から出ている受入指導の手引きの学級担任が果たす役割のページを参考資料として送った。	3	①関連条文：第7条、第24条 ②成果：外国に通じる帰国・外国人児童生徒の受入れの際に、きめ細やかな対応を行い、安全・安心な学習環境を整えることができた。 ③課題：高校受験のため、日本での進学をあきらめ帰国する生徒がいる。自己の生き方や在り方を考える教育を推進する必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	